

平成19年度 第1回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年7月30日（月）15:30～17:30

場 所：北海道庁赤れんが庁舎2階2号会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、林委員、福士委員、宮田委員、山本委員
（事務局）佐藤企画振興部長、川城地域主権局長、出光地域主権局参事、
田中地域主権局参事

○川城地域主権局長：

それでは、定刻でございますので、ただいまから道州制特区提案検討委員会を開催させていただきます。

私は、企画振興部地域主権局長の川城でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。会長が選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、企画振興部の佐藤部長からご挨拶を申し上げます。

○佐藤企画振興部長：

道の企画振興部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。後ほど知事が参りまして、直接ご挨拶を申し上げますが、遅れて参りますので、私から冒頭一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

まず、委員の皆様方には、それぞれ大変お忙しいお立場の方々でございますが、この委員会への委員の就任に快諾をいただきまして、誠にありがとうございます。

道といたしましては、地域のことは地域で決めることができるということで、地域主権型社会の形成というのを目指して、昨年成立いたしました道州制特区推進法に基づき、国から道への権限移譲などに積極的に取り組んでいこうということで、様々な取り組みを進めているところでございます。

この権限移譲などの提案を国に持っていくにつきましては、その進め方といたしまして、一つには、たくさんの方からご提案をいただき、そしてそのご提案について、今度は様々な専門的なお立場から議論を深めていただき、そして同時にこれを道民の前でオープンに議論をしまして、道民の方々の意識をもっと高めていただく、ということが大切であろうというふうに考えております。

このような考え方から、この前の第2回定例会で、北海道道州制特区推進条例という条例を提案をいたしまして、この委員会を立ち上げたものでございます。道州制特区推進法につきましては、いろいろな議論がございましたけれども、この道の推進条例につきましては、第2回定例会で全会一致で可決をいただいたものでございまして、私どもも大変心強く思っているところでございます。

国への新たな提案につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、道民の方々から250件近くのいろいろな提案が寄せられております。地域医療の問題あるいは環境の問題、あるいは国土利用の問題など様々なご提案が寄せられておりますので、このような道民の方々のご意見と、それから庁内で私どもが内部的にいろいろ検討しているものもございまして、それらも併せて、この委員会の場で専門的なご意見等をいただきながら

ら議論を深めていただきまして、どういう形で提案に結びつけていったらいいかということを検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

今年は、知事選挙もありまして、作業を始めるのがどうしても遅くなってしまいうことで、これから時間もなかなか限られているわけでございます。その中でこれから恐縮でございますが、いろいろ無理なお願いをすることもあろうかと思っておりますけれども、どうか道の取り組みをご理解をいただきまして、ご支援を賜りますように、どうぞよろしくお願いいたします。以上よろしくお願ひいたします。

○川城地域主権局長：

それでは、本日は第1回目の委員会でございますので、議事に入る前に、私の方から委員の皆様をご紹介をさせていただきたいと思っております。50音順にご紹介申し上げます。恐縮ですが、何か一言コメントをいただければ幸いです。

それでは始めに、社団法人北海道総合研究調査会常務理事の五十嵐智嘉子さんでございます。

○五十嵐委員：

五十嵐でございます。よろしくお願ひいたします。

前々回からでしょうか、委員会に関わらせていただいております。前回は道民推進会議ということで、道民の方々にいかに道州制あるいは道州制特区を理解していただくかということが議論の中心だったんですが、今回いよいよ道民の方々がこんな道州制にしていこう、こんなふうに道州制特区を活用していこうという議論に入ってきたということで、非常に大きなステップアップだというふうに思っています。

伺いましたら、250件近くのアイディアが寄せられているということですので、できる限り一つも漏らすことなく審議をし、そして具体的な形で国に届けられたらというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

○川城地域主権局長：

ありがとうございます。続きまして、北海道大学大学院経済学研究科教授の井上久志さんでございます。

○井上委員：

井上でございます。よろしくお願ひいたします。

私の場合は、ちょうど6年ほど前に、堀前知事の後半の部分で、道州制を検討する懇話会を開くということで、その当時始めて道州制の問題に接して、勉強させていただきました。その後、高橋道政の1期目の時、そして今年の春終わりました2期目の時、2期目の時といいますのは、道州制推進道民会議というものであります。

今回は、資料に書かれておりますように、道州制特区提案検討委員会ということで、次第に勉強会的なものからですね、実際に道民の皆様方と一緒に具体的な施策を提案するという段階に来たということで、ある意味感無量でありますけれども、別な意味では胸突き八丁にさしかかっているのかなということで、今回はですね、より一層覚悟して参加させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○川城地域主権局長：

ありがとうございます。続きまして、キャスター・地域まちづくりコーディネーターの林美香子さんでございます。

○林委員：

林美香子です。こんにちは。

道州制に関しては、委員会に参加するのが始めてなので、よろしく願いいたします。

農業ですとか、地域づくりに関したことで、いろいろな貢献ができたらいいなというふうに思っています。また今日は1回目ということもあって報道の方、また傍聴席にもたくさんの方がおいでで、やはりみんな関心をもっているんだなということを改めて思います。どうぞよろしく願いいたします。

○川城地域主権局長：

ありがとうございます。続きまして、札幌大学法学部教授の福士明さんでございます。

○福士委員：

福士と申します。どうぞよろしく願いいたします。

大学では行政法という法律を教えています。関心を持っているのは、政策法務ということで、自治体の政策を法も活用して実現していくという、そういうことに関心を持っています。それをこの場で活かして行けたらというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○川城地域主権局長：

ありがとうございます。続きまして、株式会社サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役の宮田昌利さんでございます。

○宮田委員：

どうもこんにちは。

大体ですね札幌の方が多いい中、多分地方からということで、釧路から参りました宮田でございます。

釧路も景気も非常に悪いですから、こうした特区をですね活用して、今まで何でも「くれない」とか「ない」とかいうことで、みんな言っておりますけども、そうではなくてルールを変えることで、ビジネスチャンスをつくるということで、地方からもチャンスをつくれるように思っております。

そしてまた私、札幌北口では仲間達と札幌ビズカフェという活動の代表をしております。また、今年、北海道のニュービジネス協議会の副会長ということで、今回、高向会長になられまして、私も副会長に、政策担当副会長になりまして、実は、ニュービジネス協議会ではこの3年くらいの間、内閣府が行っております構造改革のキャラバン活動について、私が担当の委員をやっておりましたので、そういうところでも、地域でビジネス界も巻き込んで、大きな動きになっていくように頑張ってお参りたいと思います。よろしく願いいたします。

○川城地域主権局長：

ありがとうございます。続きまして、株式会社電通北海道プランニングディレクターの山本光子さんでございます。

○山本委員：

山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

仕事柄、道内各地それからたくさんの、様々なカテゴリーの企業の方と接する機会が多うございます。今回、道民の方々の提案も、カテゴリー、区分を拝見しまして、いずれも私どもが普段お付き合いしている、いろいろなところと深く関係があります。私も道民の一人として、様々な分野に関心を持ちまして、いい意味でこの審議会の成果が正しい方向で進んでいくようにしていきたいと思っております。微力ですけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○川城地域主権局長：

ありがとうございました。そして、本日ご都合により欠席されておりますけれども、北海学園大学法学部教授の佐藤克廣先生にも委員にご就任いただくこととしております。ご紹介を申し上げます。

引き続きまして、事務局のメンバーを紹介をさせていただきたいと存じます。先ほどご挨拶申し上げます、企画振興部長の佐藤でございます。

○佐藤企画振興部長：

よろしくお願ひいたします。

○川城地域主権局長：

そして続きまして、地域主権局道州制担当参事の出光、そして同じく参事の田中、そして私、地域主権局長の川城でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川城地域主権局長：

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います

まず、会長、副会長の選任でございます。

北海道道州制特区推進条例第7条の規定によりまして、本委員会に委員の互選により会長そして副会長、それぞれ1名を置くこととなっておりますので、選出していただきたいと思います。

選出方法について、委員の皆様から何かご意見あれば頂戴したいと存じます。

特になければ、どなたかご推薦をいただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。

(福士委員挙手)

福士先生どうぞ。おねがいたします。

○福士委員：

僭越でございますけれども、井上先生を会長にご推挙させていただきたく思います。

井上先生は、北海道が平成12年に道州制の検討を始めてから、道州制検討懇話会、道州制推進会議、道州制推進道民会議の3つの会議すべて参加されております。これまでのご経験から、井上先生が一番、この問題の経緯にも詳しく適任ではないかと思っております。

また副会長は、会長のご指名でよろしいのではないかというふうに思っております。

○川城地域主権局長：

ありがとうございました。今、福士委員から会長に井上委員、そして副会長は会長がご指名する方ということでのご意見をいただきました。

他に何か。

(異議なしの声)

はい。ありがとうございます。

それでは、特に意見がないようですので、会長に井上委員、そして副会長には会長が指名する方ということで決めさせていただきたいと存じます。井上先生よろしゅうございましょうか。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、今、井上先生からもご了承いただきましたので、井上委員に会長をお願いしたいと存じます。そして副会長のご指名をよろしく願いいたします。

○井上委員：

ご推挙いただきましたので、ありがたく拝受させていただければというふうに思っております。よく熟知しているかどうかということは別として、最初の時期からですね、長い間関わらせていただいたということで、一番古いという意味で、その責務をお引き受けするのが妥当だというふうに判断して、お引き受けさせていただきたいと思っております。

副会長には、福士先生のほうから、私のほうからの推薦ということがありましたけれども、これは今日たまたまですね、皆さん方のお手元、始めということからだと思いますけれども、パンフレットで「みんなでつくる道州制」ということで、これは先ほど私のほうで言及いたしましたけれども、道州制推進道民会議ということで、その有志で、ボランティアでですね、作ったものであります。特に、多くの方々が道州制の議論というのは道民にわかりにくいというようなご批判を多々受けておりましたので、それを謙虚に受け止めた形ですね、私どもでできることをやろうということで、冬の非常に気候の悪い時期にみんなで、有志が集まって作ったものであります。後ろの方に私の名前も出ておりますけれども、実はこれを取りまとめる中心になったのは、私の隣におられる五十嵐智嘉子さんでありまして、是非ですね、そういった意欲、そしてこのあたりのところに非常に造詣が深いということ、そしてまた、ここで男女というもを持ち出すわけではありませんけれども、やはり女性という立場から、また私どもにわかりにくい部分ですね、フォローしていただけるのではないかと、というような意味合いで、是非、私がお引き受けさせていただいたことと同様にですね、五十嵐委員にお引き受けいただければというふうに思います。

○川城地域主権局長：

ありがとうございます。五十嵐委員、副会長にご指名でございますけれども、よろしゅうございますか。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、会長に井上委員、副会長に五十嵐委員が選任をされました。よろしく願いいたします。

これから先の議事進行は、井上会長にお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございます。

では、お手元に配布してあります資料、一番上、カバーページでございますけれども、

平成19年度第1回道州制特区提案検討委員会次第に沿って順次議事を進めさせていただければというふうに思います。また、私自身がどういうふうに考えているのかというようなことについては、また議論をしていく過程です、逐次意見等々を披瀝させていただければありがたいというふうに思いますので、議事の進行に先立ちましてですね、特に構えてお話しすることは割愛させていただければというふうに思っております。ただ、議事の進行等々に当たりましては、これは私どもが知事の委員ということだけではなくて、道民の皆様方を代表し、あるいは道民の皆様方からの付託を受けてですね、ここの会に参加しているというような意識をそれぞれ委員の皆様方お持ちだと思いますが、自由です、闊達な意見の交換というものを通して、是非、今後のですね、北海道における、とりわけ住民の皆様方の方の生活の質の向上につながるような提案ができていければいいというふうに思いますので、議事の進行等々に当たりましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

早速でございますが、実は議事ですね、4のところまで終わっております、これから5議事、(1)設立の背景等についてということで、まずこれについて、事務局の方からご説明方よろしくお願い申し上げます。

○出光地域主権局参事：

地域主権局の出光でございます。

それでは、私のほうから、この当委員会の設立の背景について、ご説明をさせていただきたいと存じます。

お手元にこの冊子の形、本の形になっておりますが、「地域主権型社会のモデル構想2007」という、こういう冊子をお配りいたしておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

この「モデル構想2007」は、道といたしましての、道州制を含めました地方分権・地域主権の基本的なビジョンという形で作っております。恐縮ですが、この中のまず8ページをご覧くださいと思います。

8ページでございますが、こちらには年表が出てまいります。平成以降の地方分権の動きを簡単に整理したものでございます。平成5年に地方分権の推進に関する国会の決議がなされまして、それから7年後ですが、平成12年に地方分権一括法が施行されております。地方自治法など475本の法律を一括して改正をいたしまして、国の関与の縮小などをはじめとした、第1次分権改革を行った法律でございます。

この地方分権一括法の時代は、現行の都道府県あるいは市町村体制を前提といたしまして、現行の体制の中でできる限りの分権をするということで、この一括法を作ったものでございますが、まさにこの施行の年、平成12年に当たりまして、北海道といたしまして、それでは更にその先の地方分権についてはどうすればいいか、ということで道州制の検討に入ったわけでございます。

恐縮ですが、10ページをご覧くださいと思います。10ページの上のほうですが、この時、平成12年に道州制検討懇話会という有識者会議を設置をいたしまして、道として道州制の検討に入りました。この時に、本日の井上先生、ご欠席ですが佐藤先生にもお入りをいただいて、この検討懇話会をスタートさせたわけでございます。そしてこの平成12年から13年にかけての検討懇話会でのご議論をベースにしまして、この10ページの下半分でございますけれども、「分権型社会のモデル構想」というものを、平成15年の8月に策定をしたわけでございます。道としての最初の道州制の構想ということになります。この時点で、現行憲法の枠内で、つまり、憲法改正というところまでにはいかない範囲で、今の憲法の中でできる範囲の最大限の地方分権というのをやっ

うという考え方を、道として出したわけでございます。

そしてちょうどこの同じ時期、平成15年の8月に当時上京中の高橋知事に対しまして、小泉総理から、せつかく北海道がこういう道州制の検討をやっているんだから、何か先行的な提案をしてみないかということで道州制特区の話が、この全く同時期にあったわけでございます。

更に、16ページをご覧いただきたいのですが、この図は道として考えております道州制のイメージでございます。左が現状の姿でございますけれども、逆三角形になっておりますけれども、日本の中で国が持っている仕事のウェイトあるいは権限・財源というのが非常に大きくなっております。そして都道府県、市町村があつて、逆にコミュニティや民間、地域の一番基礎的なところが弱体化しているのではないかと、そういう問題意識を持っている。これを右の姿のように変えていこうと、国の役割はぐっと縮小していいのではないかと、そして外交ですとか防衛ですとか、全国統一的な仕事に国は集中したらいいのではないかと、そして道州というものもそんなに大きな権限を持つ必要はないのではないかと、道州の中ではむしろ市町村が中心になって、更には一番ベーシックなところのコミュニティや民間の役割をいうのをもっと高めていったらいいのではないかと、全体としてこういう姿に、分権型の姿に日本を変えていったらいいのではないかと、というのが道として持っている道州制の基本的なイメージでございます。

更に、ちょっと飛びまして、44ページをご覧いただきたいのですが、こういう先ほどの逆三角形から正三角形の形のほうに、どんどん分権改革を進めていったとした時に、それではどういうメリットがあるのかということでございますけれども、これまでの日本の中央集権の仕組みというのが、地方分権が大胆に進んだ地域主権型の日本に切り替わり、首都東京に集中しております権限・財源が各地方に分散されるということで、一つは東京一極集中の緩和につながるだろうということが期待されます。それから、中央で決めている全国一律の仕組み、様々な制度、これを地域の独自性を活かした、一国二制度あるいは一国多制度にしていくということができないのではないかと、更には、権限・財源が住民に身近な自治体に移ってくるということで、打てば響く協働のまちづくりと称しておりますが、住民が参加して、更にレスポンスのいい行政、まちづくりというのを補うということが期待できるのではないかと考えております。こうしたことによって、各地域が活力を持ち、日本全体も元気になる、こういう姿を期待をしているところでございます。

更に、ページをおめくりいただいて、54ページをご覧いただきたいと思っております。地域主権というのを進めていくのに当たりまして、もちろん国からの権限・財源移譲という、行政のシステムを改革することも重要な要素であります。もう一つ、地域の側も自分達で決めて行動するという、まさに気概、意識というものをもって、こういう分権的なシステムを使いこなしていかなければならない。そういう意味では、行政のシステムだけ変えれば地域主権型社会になるということではなくて、同時に意識の面、気概の面というものも進化していかなければならないと、こういうふうに私どもは考えております。

更に、真ん中の図でございますが、日本全体での今、道州制についての検討というのが進んでいるわけでございますが、日本全体の検討の結論が出ることを待つのではなくて、北海道としても、それに先駆けてできることからどんどん取り組んで、そうすることによって住民の皆様にもなるほど地方分権が進んでいくとこんなメリットがあるのか、こんないいことがあるのか、こういうことを是非実例として実感していただきたいと思っておりますし、また、できることから一步一步進めていくことで、具体的な制度設計の積み重ね、そういうことができるのではないかと、そしてこういう北海道の動きと全国の動きを連動させて道州制を進めていったらどうかというふうに考えているところでござ

います。

そして一番下の図でございますが、国から道への権限移譲などを一步一步進めていく、これが道州制特区の役割でございます。そしてこれと同時並行で、私ども道から市町村への権限移譲というものも一步一步今、進めているという状況にあるわけでございます。

そこで今度は、55、56ページでございますけれども、道州制特区の状況についてでございます。平成15年8月に、小泉総理からせつかく北海道が道州制を検討しているのだから、何か先んじて提案をしてみませんかというお話がございました。そこで、平成15年度から16年度にわたりまして、道州制推進会議という会議を設置をいたしました。この時にこの推進会議で井上先生、そして五十嵐先生にもお入りをいただいているところでございますが、具体の提案内容を論議していただいたわけでございます。そしてこの56ページの下半分の図でございますが、道州制特区につきまして、平成16年の4月と8月に、既に国に対して一度提案を行っております。提案の中身としまして、具体的な権限移譲等の項目、これを福祉ですとか、観光、農業、環境など色々な分野にわたりまして、51項目の権限移譲を、それから国の出先機関と道との段階的な統合のやり方、こういったものを提案をいたしております。それともう一つの要素といたしまして、将来的に国からの道への権限移譲というのを一步一步進めていくための、きちんとした仕組みも作ってもらおうと、そういうことも提案をしていたところでございます。そしてこの図の上半分の具体的な権限移譲項目、これは、16年度から18年度にかけまして、少しずつ、五月雨式に実現をしていったわけでございます。そして下半分の国から道への権限移譲等を進める基本的な仕組みの部分、これが平成18年の12月に道州制特区推進法として成立したわけでございます。大きな要素といたしまして、道からの提案に基づいて国から道への権限移譲ですとか規制緩和、あるいは条例への委任というのをやる、そういう仕組みがこの道州制特区推進法で確立をいたしております。それから、総理大臣を本部長としまして、北海道知事も参画をする道州制特区推進本部というものを法律で設置をされております。更に、権限移譲に伴う財源は自由度の高い交付金として措置をする、こういうことも法律上、きちんとして担保をされたわけでございます。

そこで、更に次の57ページ、58ページを開いていただきたいと思います。こういう法律ができたということで、ではこの法律に基づいて、次は何をしていくかということでございます。左の57ページの上から4つ目の○でございますが、この道州制特区推進法に基づいて、政府に道州制特別区域における広域行政の推進に関する基本方針、こういうものを政府が定めるということとされておまして、この基本方針の中で、政府が講ずべき措置、つまり権限移譲等を行う具体の事務の範囲の見直しですとか、その他法令の制定または改廃に係る措置、こういったことが今、北海道にこういう権限をあげますという部分がこの基本方針の中に列挙されているわけでございます。そしてこの基本方針について、北海道側は、基本方針に今書かれていることをこういうふうに直してくださいという、変更提案ができるということになっておまして、この変更提案という仕組みを使って、更に権限移譲の項目を増やしていく、あるいは今あるこういう法令をこういうふうに直していく、あるいは新たな法令を作ってください、こういうことを国に提案することができるという仕組みになっているわけでございます。

そこで今度は更に、ページをお開きいただきまして、59ページ、60ページをご覧くださいと思います。こういった、国に更にこういう権限をください、あるいはこういう法令を制定改廃してくださいという変更提案をするとして、その変更提案を北海道内でどういうふうに組み立てていこうかということで、北海道道州制特別区域推進条例という条例が7月9日に成立いたしましたして、20日に公布をされております。この条例の基本的な考え方は、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲、変更提案を道民の皆様

から幅広くご意見をいただいて、道民参加のもとにオープンな議論を積み重ねて組み立てていく、まさにそのための条例として作られております。この条例に基づいて、検討委員会が設置をされたわけでございます。この60ページにフロー図がございますけれども、今回、今後の新たな提案に向けて、道民の皆さんからアイデアを募集、このアイデアの募集に当たりまして、道としても必要な情報をどんどん提供していく、そしてこの検討委員会の場でオープンな議論をして、そしてこのオープンな議論に基づきまして、国への新たな提案というのをまとめていく、こういう流れになっております。ここまですべてが条例の役割でございます。

そして新たな提案の原案がこの委員会の場で議論をされて組み立てられていきますと、そこから後は今度は道州制特区推進法の中で、法定されている手続きに移ります。60ページの下の方にいきますが、市町村から意見を聴いて、そして道議会の議決を経てですね、そうして国に提案をしていく、こういう流れになっていくわけでございます。

全体といたしまして、道民の参加と対話に基づいて、一から国にぶつける提案を組み立てていく、そういう意味では私どもとしても、これまでにない画期的な仕組みではないかと思っておりますし、また、私ども事務方も意気込みをもって進めているという仕組みでございます。北海道のまさに自立的発展に結びつく様々なアイデアが道民の皆様からたくさん寄せられております。是非、先生方にこのオープンな場で、自由なそして突っ込んだ議論をお願いできればとこういうふうに思っております。

まずは背景といたしまして、私からは以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、配布されております「地域主権型社会のモデル構想2007」という資料に基づきまして、道州制・道州制特区あるいは道州制特区推進法・道州制特区推進条例について事務局のほうから説明がありました。ただいまの事務局側の説明等々に関しまして、ご意見あるいはご質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(宮田委員挙手)

宮田委員。

○宮田委員：

ありがとうございます。非常にですね、画期的なことなのかなというふうに再認識しているところでありますけれども、ここの59ページの上から2つ目のところの部分がこの検討委員会ということですのでよろしいのでしょうか。

(事務局～そうです。)

そうですね。そうするとこのアイデアですけども、私たちもそうなんですけども、これらのことについてのアイデア募集というのは、どのように行われてきたのかなとか、もっとこれについてもっと強くみんなに周知徹底できると、もっとアイデア出てくるんだろうなと思うんですけども、これ始まりでね、まだあとスケジュールの話もあるかも知れないんですけども、とりあえずアイデアはここにも集まっているのがあるんですけども、これらを踏まえた上で、こういった形で検討委員会でどんどんこういうふうに

検討しますということでもいいんだと思うんですけども、これ、またアイデアが出てくる人もいますよね、ちょっとこの辺のところを、この道民のアイデアというのが、道民の方々に今どういうふうなことになって、検討委員会が開かれて、今日多分記者の方来てからね、明日の新聞に出ると思いますけども、それだったらもっと出そうかなとかね、いろいろ思われるんじゃないかなと思うんですけども、この辺のタイミングとか、そのアイデアのあり様についてちょっとご説明いただくとありがたいんですが。

○井上会長：

事務局からよろしいですか。

ただ、この点は次の(2)調査審議についてというところと重なるというわけではありませんか。そうでなければ今説明してください。

○出光地域主権局参事：

一部重なる面もございますけれども、この委員会は今日スタートしたわけですが、これに先だって昨年の時点から様々なアイデアが既に道庁に寄せられております。4月には集中募集月間ということで、インターネットでPRをしたり、あるいはマスコミの皆様に取り上げていただいたりいたしまして、たくさんのアイデアが今寄せられているところでございます。ただ、道州制特区推進法の仕組みからいきましても、次の提案というのは別に1回きりではございませんで、もう何回でも提案をしていける、こういうことでございますので、この道民の皆様からのアイデアも今現在でもなお募集中でございます。今後どんどんまた寄せられたアイデアを、逐次またこの検討委員会でもご議論いただき、そして本年度中の提案に間に合わなくてもですね、更に来年度、再来年度の提案に向けてと、こういうことで逐次これは続行中でございますので、この委員会での自由闊達な議論を、是非マスコミの皆様にも大きくお取り上げをいただいでですね、こういう議論を行っているなら私もこういうアイデアを出したいということで、一般の道民の方から、更に続々とアイデアが出てくるということを願っているところでございます。

○宮田委員：

はい。ありがとうございました。

○井上会長：

そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

私としましては、今事務局の方からかなり走った形ですね、説明がありましたけれども、機会を見てですね、配布されている今説明があった資料を一通りお目通しいただきたい。あらためていただければというふうに思いますし、また「みんなで作る道州制」、これはかなり力を込めて作ったものですから、是非ですね、お目通しくださるよう、あるいは側近の方々と勉強会の資料等々、またかなりの幹部クラスでもいいのですが、そうして活用していただければいいと思います。よろしく願いいたします。

後ほどまたこの部分について戻ってくることも可能でございますので、議事をこのまま進行させていただければというふうに思います。

(2)、さっき出ましたけれども、調査審議についてということでありまして、この点につきまして、再び事務局の方からご説明方お願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは、お配りの資料3及び資料4に基づきまして、ご説明したいと思います。

先ほど宮田委員のほうからもご指摘がございましたが、道民提案の状況ということで先に資料4から説明したいと思います。

お手元に資料4、その下にクリップで留めた厚い資料がございます。まず、資料4のほうからでございますが、これまでに寄せられました道民提案、3月9日から募集しておりましたが、現段階で提案数の下の合計欄248件が寄せられてございます。それで、分野で申し上げますと、A地域医療対策で39件、農林水産業の振興で28件ほか、経済振興対策59件、地域振興対策69件などなどトータルで248件という整理でございます。

それで内訳がどうなっているか、1枚めくっていただきまして、道民提案の状況、分野別の概要という、ちょっと字が細かくて恐縮でございますが、ついてございます。

それで1つまず見てみますと、大分類というのがありまして、A地域医療対策というのがございます。ではその大分類を今度中分類と見ましたときに、医療従事者の地域偏在是正とか、地方病院の経営健全化、最後はその他と中分類で3つに区分しております。その次に小分類と、医療従事者の地域偏在是正につきましては、小分類として、地方勤務医の養成、これは細分類で見ていただきますと、医科大学の定員の増や地域枠の導入とか、また、地方勤務医の確保ということにつきましては、地域での臨床研修の義務化とか、こういったものが例えば地方への派遣システムとか、地方勤務誘導とか、看護職員の確保といった形で一応の分類をさせていただいております。

それで、一番上の地方勤務医養成を見ていただきますと、概要欄は医育大学、これは北大、旭川医科大学、札幌医科大学とございますが、その医育大学の定員増と行うとともに、将来地域医療に携わる意志のある人材を優先的に入学させるといった提案の概要でございます。その時に、例えば2行目にいっていただきますと、地域での臨床研修義務化とありますけれども、提案数2件、重複除くと1件と若干数字が違ってありますが、これは1人の方が何件か提案をされているケースもございまして、それでこの重複除くというのは、実提案件数というんでしょうか、最初に出たのは延べ件数というんでしょうか、そういう形になってございます。

それで、大分類をちょっと見ていきますと、Bの農林水産業の振興のあたりは、例えば農業生産力の向上とか、遊休地の活用などございまして、パラッとめくっていただきますと、裏側になりますけれども、農林水産業関係で例えば資源の有効活用とか、水産業の安定化とか、土地利用規制につきましては、土地の有効活用、耕作放棄地の解消とか、また観光に至りましては観光客の誘致、中にカジノとかファームインとかも入ってございますが、いろいろC I Qの話を含めまして入ってございます。それで観光振興、金融市場の活性化といきまして、次に3ページでございまして、同じく経済振興対策として、物流・人材移動、あと空港の活性化、先の第2回定例会の一般質問で道内空港の一元管理が話題に出まして、質疑がなされております。あと地場産業の育成とか、企業誘致、IT、またタクシー、今いろいろ地元で苦しんでいるタクシーの問題、その他、この中にはサマータイムなども入ってございます。

ちょっと走って恐縮でございますが、4ページでございましてけれども、環境対策で環境保全とか、バイオ燃料、リサイクルなどなど、あと子育て支援とか、あとその次が地域振興対策としまして、基礎自治体をどうするかという問題も含めまして、かなり数の多い提案が出てきております。それで、この後ずっと続きますが、最後7分の7、最終のページを見ていただきますと、大分類合計が出ております。最後の7分の7のページでございまして、大分類で15分類、小分類で56分類、細分類で204ということで、提案延べ件数288件、提案実件数248件といった提案が今道民の方々から寄せられております。こういったものをベースといたしまして、これからの審議をお願いしたいと考えてござ

います。

それでちょっと、資料4の2枚目のところ、医療の欄をちょっと申し上げましたが、この表を見ていただくと、一番右側に、資料4分野別概要のところですけども、1007Aとか、記号が右側に入っております。この記号が何者かと申しますと、このクリップで留めました1センチぐらいの分厚い資料が次についておりまして、これのですね、この3ページですか、3ページをちょっと見ていただければと思います。目次を除きまして3ページでございます。それで区分で1007Aと入っております、先ほど分野別集計表で見ました1007Aの個票というのを、こちらの厚い表で整理しております。ちなみに、先ほどの医者のお話どんなことかということで、この厚い資料のほうの3ページをちょっと読み上げますと、これは団体などの提案でございますが、提案の背景といたしましては、国は1県1政策によって、一つの県に一つの国立大学を設置してきた。これによって、四国には4つの医学部がある。医学部の定員は四国トータルで380人。ところが四国よりも広く人口も多い北海道は3つの医学部、定員は300人で格差が生じておるといったことを背景といたしまして、特例措置の内容といたしましては、現在、医学部の学生定員は定員増を認められておらない。しかし、国はこの例外措置を打ち出して、北海道については1つの県として捉えた場合に、医師従事者数が全国平均を上回っておりますので、これを6つの県と捉えて、それぞれに医師数、医師の養成を考えるべきではないかといった形の道民提案でございます。こういう形で、分野別の先ほどの集計表と、大変恐縮でございますがこの厚い資料で整理しております、私も老眼で大変あれなんですけども、字が小さくて恐縮ですが、こういう形で整理しております。

それで、いろいろ道民の皆様からいただいたものをこの提案の委員会でどのように進めるか、こちらで資料3のほうに戻っていただければと思います。

資料3、道州制特区提案に関する提案の進め方というのがついていると思います。事務局といたしましては、道民の皆様から寄せられた提案につきましては、1の第1次整理というのを行い、2番目に分野別に審議をいただき、3番そこを審議結果として振り分け、そして4番の答申にもっていければという、大きな流れを考えてございます。

それでは、第1次整理とは何かということですが、先ほど分野別に整理しました道民からのご意見、また、道政上の重要課題や重点課題など、いわゆる道庁自らがいろいろ考えるものも、今いろいろと検討してございます。こういった提案につきまして、まず国から道へ権限移譲などを進めていくといった、今回の道州制特区の趣旨に照らしまして、まず、矢印が黒と白に分かれています、特区提案として委員会で検討すべきものと、特区提案に明らかになじまないものという仕分けを行いたいと考えてございます。ここにつきましては現在、道民提案に対します事実関係、どういう制度上のネックがあるのか、メリット・デメリットなどを含め、事実関係を中心としまして庁内で整理票を作っております。それで、次回、いわゆる第1次整理と称しておりますけれども、次回の検討委員会にお示ししたいと思っております。その場合には、右上にございますが、例えば、現行法制度のままで対応が可能と、道民提案の中にはイベントものとかですね、道職員の意識改革というのもありまして、これを国に言ってもしょうがないものですから、ちょっとそこにつきまして、なじまないのではないかなとか、あとは外交、防衛、あと旅券の発券業務とかもございまして、旅券の発券自体はなかなかこの公文書でですね、相手国へきちっと安全に通してくれという、いわゆる公文書になってくるものですから、旅券の発券自体はなかなか厳しいものがあるのかなと、いったようなものを一応除外というんでしょうか、それはそれで別にまた参考にさせていただくこととし、検討委員会におきましては、あくまでも土俵を固めておきたいというふうに思います。それで2番目、その分野別整理票を受けまして、第2回目から実質的な審議をお願いする格

好になるかと思えます。それで、現時点248件の提案がございまして、これを効率的にご審議いただくためには、2番の分野別審議のところに書いてございますように、ある程度分野ごとに束ねて、その中で議論をしていただければというふうに考えております。具体的には、政策分野ごとに少なくとも2回程度はご審議いただきたいなと思っております。1回目は事実関係などを整理しました第1次整理案をベースに、いわゆる提案の適否とか、可能性などをフリートーキングで、委員の先生方の自由な議論の中で決めていただき、2回目につきましては、2の2つ目の四角にございますが、私ども事務局のほうで、その審議内容をもとに整理案といったものを作成いたしまして、それをベースとして更に審議を深めていただければというふうに考えてございます。

それで、こうした審議を経まして、その審議結果としましては、アウトプットとしては、平成20年度以降の提案に向け引き続き検討、非常に難しい案件とかは賛否両論ございまして、継続審議等も出てくるかと思われまます。また、平成19年度提案として盛り込むべき案件。さらに、いろいろ検討したけども施策の参考とする案件、という頭の整理をさせていただきまして、最終的には答申という形で、1つ目は平成19年度提案に盛り込むべき案件、あとは道民の皆様から寄せられた意見につきまして、例えば施策の参考とか、審議継続するとか、そういった考え方をお示ししていければなというふうに考えてございます。

めくっていただきまして、本日委員会のほうに、248件の道民提案、インプットという形になりますが、めくっていただきましたもの、これ野生動物保護管理プランでございまして。これはどんな書式になっているかという、一つのアウトプットのイメージを参考までにお付けいたしました。上に書いてますが、これはあくまでも整理案のイメージ例ということで、過去16年4月に国に対して行った提案から抜粋したものでございまして、これにとらわれるものではございません。その中では例えば、現状とか課題とか、めざすべき姿はどうか。これをまためくっていただきますと、ハンター書いて、ヒグマ書いて、エゾシカがあってと、こういうイメージをふくらませていただくような資料を付けてございます。それで、具体的に何を国に提案したかと申しますと、その次のページでございまして、施策、課題、国への要望事項、それと取組内容等という形で過去提案してございましたので、参考までに今回お付けいたしました。ちなみに、一番最後のページでございまして、資料3の一番最後のページ、一番上に危険猟法の許可というのがございます。危険猟法の許可というのを要望しておりました。これは実は、鳥獣保護法に基づきまして、麻酔薬を使った、ここの課題のところに書いてございますけれども、麻酔薬を使った危険猟法は環境大臣の許可事項になってました。もともと狩猟の許可は都道府県の許可だったものですから、猟の許可と国の許可が二重になっているということで要望したところ、今回、道州制特区法の中では、この危険猟法の許可権限が北海道に移譲されたということで、8項目の1つがこういう形になってございます。

ということで、あくまでもアウトプットのイメージでございまして、このような形で進めていけたらなと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から資料の3及び資料の4に基づきまして、(2)の調査審議について事務局の説明がありました。

資料の4は道民提案の状況と言うことで、これだけの本数が提案されてますというように形での説明でありました。資料の3、ただいま説明いただいた部分は、道州制特区提案に関する検討の進め方ということで、今後こういうような形で議論を進めてまいら

うというふうに思ってる、ということの提案があったということでございます。

ただいまの事務方の説明に関しまして、ご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

あまり複雑なところはなかったと思いますが、とりわけですね、先生方にご理解をいただきたいと思いますのは、資料の3に書かれてあります、道州制特区提案に関する検討の進め方ということで、大きな柱として、1、2、3、4という形で、4がちょうど最後のところの答申、とりわけ平成19年度提案に盛り込むべき案件という形になっております。今の段階で、およそ250件近い提案があるということで、直接・間接にこの委員会の場です、全体を正確にレビューをするというところから、解きほぐしていきたいというふうに思っておりますが、提案のあった中で説明があったと思いますが、実は法改正等々がとりわけ必要がない、あるいはある程度予算措置を講じればできるようなものであるとか、こういったところは道民の皆さん方におかれてはですね、こういった法改正、国からの権限移譲がなければ実行できないもの等々との、峻別というのを正確に求めることは、これは極めて難しい。

委員会としましては、できるだけ多くの道民の皆様方から、できるだけ多くの提案をされるということが期待するところでありまして、その仕分けはきちんとし、そして特区提案として提案すべきものは、それとして整理をして、フィルターにかけた上で、もう一度、今度は分野ごとに、今度は分けて、そこで専門家を招く等々しながら、集中的な審議をし、そして最終的には、1つの提案として、これは知事の直接の委員会でありますので、諮問に対してお返しをするということ。

先ほど宮田委員のほうからご意見がありましたけれども、実はこの委員会そのものは、走り続けていて、どんどんどんどんまた後ろから追いかけてくるような、追いかけられるような状況の委員会になりますので、この提案がどんどんどんどんふくらんでいく。それも、その都度整理しながらですね、ある程度、今出発点のところでは上がってきている案件も、処理するという形になりますので、この審議の結果のところの3の審議の結果というところにあります。19年度提案には間に合わないけれども、次年度、平成20年度にですね、提案するべく審議を重ねていくという形での仕分けというのも後ほど出てくるのではないかとこのように思っております。

強調したいのは、道民の皆さん方の意見ですね、真摯に、そしてこれはだめだというふうにですね、事務方も決めつけない、我々も決めつけないで、きちんと意見は意見として尊重しながら、検討を重ねていくという作業をしてもらいたいということでもあります。

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

大変なことになると思います。覚悟していただかなければいけないと私としては思います。

(林委員挙手)

林委員どうぞ。

○林委員：

今日の資料には書かれていないのですけれども、1000番台などは団体などから寄せられた提案ということで、多分そのどういう団体が提案しているかで正反対のものが出てきたりすると思うのです。個人の場合は別に名前などを公表する必要はないと思うの

ですが、私としては、どういう団体が出したご意見なのか知りたいと思うのですが、今後そういうことは公表していくのでしょうか。それともあくまで団体とか市町村というふうにしていくのでしょうか？

○川城地域主権局長：

今、林委員から団体名の明確化というようなことについてご指摘がございました。おっしゃるとおり、どういう団体かによって一方の主張となるとか、いろいろあると思いますけれども、団体名については、現時点では特定の団体名を明示しない方法で整理させていただければと思っております。

○井上会長：

よろしいでしょうか。

○川城地域主権局長：

具体的な団体名を出した方がいいということでしょうか。

○林委員：

例えば農業系の団体の中でも対立する意見が出たときに、その背景の更に背景ですね、わかってもいいのかしらということは思ったんです。あるいは市町村などの医師の数などについては多分、道北からかなとか道南からかなとかということも含めて、公表できるのであれば私は知りたいなと思ったのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○佐藤企画振興部長：

議論の中でそこまでの情報が必要であるかと言うことを相談しながら、何々組合であるかどうかということか、あるいはどういう団体であろうかというご説明の仕方もあると思います。その辺はちょっと考えてみます。

○井上会長：

当初、「荒原稿」でもらってるのは、全部名前が入っていたように記憶しているのですが、ただ、私は逆の意味ですね、これは、今、企画振興部長が言われたところは、林委員の意見を十分にくみ取ってということだろうと思いますが、つまり、必要に応じて、そして許される範囲内ということであろうということ、一つは、申請される時に、要するにこのような形でオープンにしますということは、きちっとした形で明言していないということもある。あと1点は、これは我々は提出された提案について審査をするということが基本であって、むしろ、逆に提案した団体がわかったが故にこれは反対したんだろうとか、賛成したんだろうとかというふうにするのも、少し問題としては、ちょっと我々には抱えられない部分がある。

もともと、最初に申し上げたように約束はしていないということであれば、まあ、これは、私も大学にいて非常に個人情報保護法ということのあずがましきということですね。表現よくないですが。本来の業務ができないということもあります。ですから、林委員の意見、ご批判があった部分というのは、これはやはり、そのところがどうしても所属団体あるいは地域ということがわからないと、正確に情報あるいはこの場で判断ができないというようなことがあれば、これは委員が一致してですね、事務局にそのところを求めるとかいうような何らかの方法を考えるということで、ちょっと時間をおいて整理するというようにしていただきたいと思っております。

○五十嵐副会長：

今回、こういうことで中立的な立場で議論するということが目的だと思います。どの団体かは、見えるかも知れないというのもあるかなと思うんです。

それと同時に、先ほど宮田委員が発言した中にも関連するんですけれども、必ずしも規制緩和ということ一辺倒ではなくて、権限が移譲されるとか財源が移譲されるとかで発生する責任というののも当然あると思うんですね。

地域ですとか団体がそういう提案をしたことで、それをやり抜くっていう気構えとか責任が発生していく。それはどの団体がということではなくて、道として、道州としてどうするのかという議論を我々はしたほうがいいのかと思います。

責任論がない場合があるので、それをもう少しした方がいいんじゃないかなという気がします。

そう言うことも含めると、ちょっと審議が長引いたりするかも知れませんが、実際に先ほどのビジネスの話だと、ビジネスチャンスがあればリスクもあるということで、両面をどう睨むかという、少しやりすぎかもしれないけど、事業性を議論する面もあってもいいのかなと思います。

さらに、財源問題も、いったいいくら来るのか一番気になるところなので、そこまで踏み込めるものであれば、コストとか収益とか、そういうものを睨んでも、案件によってはいいのかなというふうに思います。

もう一つ、医師数みたいな話も、前の会議でも言ったんですけど、単純に標準医師の数が少ないから規制緩和で、3人じゃなくて1人にしてほしいというのは当面の議論としてはいいのですけども、長期的に考えていくと、その地域の医師不足は解消されないの、根本的な姿も考えたほうがいいのかと思います。とりあえずそんな議論もできればと思います。

○井上会長：

ありがとうございました。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

今、説明の点等々につきまして。

○川城地域主権局長：

はい。承知しました。

○井上会長：

では、今、お二方からご意見をいただきましたけれども、必要に応じてっていうところ、これはこの場で審議をして、少し、提案者の、これは個人はともかくとして、組織の性格等々どこまで許されるかという判断もありますけれども、みんなのコンセンサスが得られた状況で、審議の進行に必要な限りの情報を提供していただくということでご配慮いただきたい。

申し上げますけれども、政党の名前がきてるのがあったりして、我々は政治とは隔離した世界で基本的にやらなきゃいけないので、そのところがというのが別個にあったものですから、そのほかはないですけども。

では、次に、進めさせていただきたいと思います。若干時間がおしているようですが、(3)でございます。平成19年度提案に向けたスケジュールについてということで、この点につきまして、また事務局のほうからご説明いただければというふうに思い

ます。

○田中地域主権局参事：

それでは、お手元にお配りしております資料5に基づきまして、今後のスケジュール等についてご説明したいと思います。

まず、資料5の1枚目でございます。本日7月30日、第1回の検討委員会ということをごさしまして、今後の日程、8月から11月中旬にかけて、第2回以降、概ね2週に1回、月2回程度のペースでなんとか審議をお願いできないかと思っております。そうした中で、参考人からの意見聴取、これはいろんな専門家とか、そういう方をお呼びして、こういう形で意見を聴く場とかを作ればと思っております。

そうした中で、今道民からいただいている250件近い提案等に対しまして、一定の答えというものを11月の中旬ぐらいをメドに出していければと、あとはそれ以降は、法の手続に基づきまして国に提案と考えてございます。

ただ、委員会の審議自体につきましては、答申をいただきました後も、先ほど井上会長からも話ございましたが、常に走り続ける検討委員会をごさしまして、新たにきた道民提案とか、また道庁のアイディアとかも含めまして、継続審議ものも含めまして、引き続き検討をお願いしたいと考えてございます。

それで、私どももスピード感をもってやっていきたいと思ひまして、いろいろ大きなこういうフレームでやっていきたいという趣旨をごさしまして、社会情勢の変化等も睨みながら、機動的・弾力的に進めていければと思ひてございます。

それで、続きまして2枚目、資料5の次のページでございます。こちらが当面、本委員会の調査審議日程でございます。いわゆる8月、第2回目以降、先ほど申し上げましたが、第1次のいわゆる検討というものをこのような形で進めていただきながら、次に第5回の後段以降、審議を踏まえて事務局で整理いたしました整理案に基づきまして、さらに審議を深めていただきたいというふうに思っております。

なお、これはあくまでもざっくりとしたイメージをごさしまして、私ども柔軟に対応していきたいと思っております。従いまして、案件によりましては、例えば新たに道庁からの提案などが、飛び入りという形で入ってきたり、また、緊急性を要する案件などがございましたら、緊急性のある案件については前倒しで審議とか、そういったことも弾力的に対応したいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、資料の5に基づきまして、平成19年度提案に向けたスケジュールについてということの説明がございました。このようなことにつきまして、何かご意見・ご質問ございますでしょうか。

若干、私は異論があるんですけどね、これ、ちょうど新聞の名前を言っちゃいけないんですけどね、A新聞には先週の金曜日の朝ですが、私はこれびっくりしたんですね、道州制推進会議ということで「事務局案に知事が注文 2次提案時期遅い」ということで前倒しするように求めた。スケジュールの前倒しを要請した。理由は、先ほど事務局から説明がありましたけれども、道州制特区推進法が成立したのは昨年12月であると。これはA新聞の記事そのままですが、「法成立から提案まで1年以上というのは、道民からすれば何もしていないように見える」、と書かれてあります。

同じように、Y新聞もですね、これは要するに今説明があったように、「11月下旬に答申することをめどに議論を深め、今年度末に国に新たな提案をしていきたいと報告し

た」。また、『』の中で知事の発言と同じことがですね、『昨年12月の道州制特区推進法成立から1年半も何もしないことになる。道民や国民の理解を得られない』と指摘し、スケジュールの前倒しを指示した」というふうになってるのですね。

これは、新聞に書かれたからどうのと言う話ではないのですが、これはやはり、先ほど冒頭に申し上げましたように、道州制特区に対する提案というのは、これは議論するためのテーマ・議論ではなくて、やはり究極的には道民の皆様方の生活の質の向上というところに観点があるわけですから、これは、知事の意見に決して与するものではないけれども、知事のおっしゃっていることの方が、多分、道民が期待していることにそぐうということになるのではないのでしょうか。

事務局の方で、例えば知事のこの発言というのは、もう少し前倒ししてやれと言うことですか。道の中の会議でですね、いつごろまでやれと。

○川城地域主権局長：

道の各部長を本部員とします道州制特区推進本部という会議の中で、スケジュールを説明したときにですね、今、会長がおっしゃったように少しでも早くというご指示がありました。これが新聞にそのように載っているということで、報道と事実がそのようになっているということでございます。

私どもも、スケジュールとして、今、道民の皆様からいただいたものをいろんな議論をしていただくためにはこういうようなスケジュールが必要だろうとは思っておりますけれども、今、会長からおっしゃっていただいたように、少しでも早くものにするという意味ですね、必要なものがあればですね、どんどんと前倒ししてやっていきたいというふうに考えております。

○井上会長：

これ、早く出すと言うことは、12月にまた定例の道議会がありますね。その前に今度は答申をしなきゃいけない。答申をすれば、今度は決めた提案に対してパブリックコメントをあおがなきゃいけないわけですね。そうすると第1回、要するにいつまでに出すと言うことは、タイムスケジュールでいうといつぐらいまでに。

○川城地域主権局長：

道議会の議決を要しますので、今、会長おっしゃたように。私ども通常ベースですと今度の当初議会というふうに考えておりますけれども、その前となりますと4定の道議会と言うことですので、12月議会ということになりますので、それまでに逆算をしてパブリックコメントとか市町村のご意見を伺ってということになりますと、9月中くらいに、すみませんが、まず前倒し分はいただいて、それから所要の手続きに入る必要があるというふうに考えております。

○五十嵐副会長：

一番最初のご挨拶でスピード感を持ってとおっしゃったわりには、やっぱりスピード感が感じられなくなっているという感じがしますよね。

今のスケジュールを見ましたら、2枚目のほうですけども、1次検討を8月下旬にやった場合、10月にかけて2次検討をやっているのですが、これを変更して、1次検討したものをすぐに2次検討に持って行っていただいて、それで9月までにまとめてしまって、パブコメ、議会、というふうなスケジュールでどうかなと。

それで、もし必要であれば、9月2回となんですけれども、私はボランティアは決し

て好きではないんですけど、3回やってもいいですし、あるいはこの冊子作った時もそうなんですけども、結局自分達が理解しきれないことを答申するのはいやなので、勉強を我々自身が別な形でもよいのでしていきたい。別々に事務局から説明を受けるというのはもったいないので、その時に数人でもいいから集まってもいいし、委員が何人か集まれるだけ集まって議論していくという場を作るというのがいいのかなと思います。

○井上会長：

ありがとうございます。

ただいま、五十嵐委員の方からご意見を披露していただきましたけれども、先生方がでしょうか。

今の段階では、8月の28日、これを2回目の委員会として調整が行われていると思いますが、9月2回、あるいはもう少し回数をですね、フォーマルあるいはインフォーマルなところも含めて少し議論を積み重ねて、先ほど事務局に確認しましたけれども、12月の定例道議会に出すためには、9月末までとにかく意見を集約して持って行くという形にするということでしょうか。

(宮田委員～いいです。必要に応じて回数も開くべきだと思います。)

特にですね、先ほど私、申しあげましたけれども、道民の皆さん方、特にメディアの方から指弾を受けているのはですね、道州制はわからない、生活がどう変わるかわからないということを言われてるわけですね。今ですね、会社の名前を出していいのかどうかわかりませんが、牛肉偽装事件というのがありますよね。あれも私は子細には知りませんが、マスコミ等々から報道されるところによると、道と国が責任をなすりつけ合っているというわけですね。これはどこに権限があるということなんだけれども、これが多分一本化される、一本化といっても道のほうに権限がおろされてくるというふうになればですね、これは要するに権限がおろされてくるということは責任はそれに付随するわけですけども、すったもんだのやりとりはなくなる。

あとは、北見の水道の問題ですよね。あの水道の問題というのは、確か水道法というのがあって、どっかに書かれてあったと思うのですが、人口5万人をもってですね、国がやるのかあるいは都道府県がやるのか別れている。で、北見の場合はおそらく全部国と相談しながらやらなければいけない。このような問題もですね、今、道民の皆さん方は一番生活に身近なところに関心があるんです、こういったものをですね少し、道民提案がなければ、行政と一緒にちょっと整理していただいて、それを道民の皆さん方に逆に提案して、こういう風にすれば、私たちの生活がこう変わる、道州制というものはこういうものだという具体的な事例をですね、示すことができるのではないかと思います。

では、結論はそういうことで、この次にスケジュール調整をしていただく時にですね、9月は少し前倒しをするということをやらしていただきたい。よろしく願いいたします。

そういうことで事務局よろしゅうございますか。

(井上会長の発言の間に高橋知事着席)

○川城地域主権局長：

はい、よろしく願いいたします。

○井上会長：

では、(3)、平成19年度提案に向けたスケジュールについてというのは今のよう形
でよろしゅうございますでしょうか。

先ほど五十嵐委員のほうからありましたけれども、実は先ほどのパンフレットを作る
ときというのはですね、これはいろんな形でですね、何から何からいっぱい整理された
ファイルのあるなかで引きこもりながら、みんなやっただすね作業を。そういうこと
でありますので、是非ですね、どなたでも委員の先生方結構ですので、少し後でわかり
にくいところがあれば、こうすればいいのではないかというようなことをご提案いただ
ければですね、積極的に集まれる人間だけでも集まってやる、そういうことをご協力い
ただきたいと思います。

ありがとうございます。

では、(4)になります、その他ということになります、その前に、今まで議事の
1から3までのところ、事務局の提案をもとにですね、審議をしてまいりましたけれど
も、そして最後のところに事務局の提案のスケジュールとは少し変えるという形で、こ
こで審議の結論を得ましたけれども、それ以外にですね、何か付け加えることがあれば
お出しただければと思います。

(意見等なし)

ではこれから、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

で、これスケジュールかなり押してますが、この通り続けますか。

○川城地域主権局長：

はい、どこかですみませんが、知事からの諮問を入れさせていただければありがたい
んですけれども。

○井上会長：

ではここで、諮問いただきましょうか。

○川城地域主権局長：

それでは恐れ入りますけれども、知事からの諮問ということで。
まず、ご挨拶させていただいて、諮問させていただきたいと思います。

○高橋知事：

会長よろしいでしょうか。すみません。

皆様方、今日はお忙しい中こうやって、道州制特区提案検討委員会の委員にご就任を
いただき、またご出席を賜りましたこと、心から御礼を申し上げたいと思います。

そして、井上先生には会長、そして五十嵐先生には副会長をお願いをすることになっ
ております。ひとかたならぬご労苦をおかけするかと思います、よろしくお願ひを申
し上げたいと思います。

道州制の取り組みにつきましては、道民世論を巻き起こす形でここまで来たわけでご
ざいますが、そういった中で、去年の12月に道州制特区推進法が国会のほうで制定がな
ったところがございます。そしてこの法律に基づき、道民からの提案という手続になる
中で、先の第2回定例道議会で、道州制特区推進法を進めていく上での条例というもの

が全会一致で制定をされたところをごさいます、この条例に基づき、今日こうやって検討委員会の立ち上げをしていただいたところをごさいます。

先ほど井上会長もおっしゃられましたとおり、道州制ってなかに、わからないといった議論が今でもやはり道民の間で多くあるわけでありまして、是非皆様方のお手で、道民各位から、そして私ども道庁の内部部局から様々な提案が出ているところをごさいます、こういったことの中から、まさに我々の道民生活の身近なところで、この道州制特区法を使ってこのように変わっていくというようなご提案をおまとめいただければと、このように思っているところをごさいます。

私どもとしては、来年7月7日から北海道洞爺湖サミットがこの北海道の地で開かれるということにもなっておりまして、環境問題ということを取り上げていきたいというふうに思っておりまして、そういったことの一つのツールとして、またこの道州制特区法が位置づけられるのか、また、今、喫緊の課題になっております医師不足対応、こういった問題の中でも、もちろん私ども道の財政出動などもやるわけでありまして、加えて道州制特区法というツールも活用できないかなど、それぞれの様々な分野における道州制特区法の活用ということについて、皆様方のご審議を心からお願いを申し上げたいと思う次第でございます。

本日は本当にありがとうございます。

(知事から井上会長に諮問書手交)

○井上会長：

ただいま、高橋知事のほうから道州制特区提案検討委員会に対して、その責務に対して諮問をいただきました。これから非常に短い、あわただしい時間ではありますが、諮問いただきました道州制特区に関わる国への新たな提案について、審議を十分に尽くして、そして北海道経済の活性化、それから社会の活性化並びに道民の皆さん方の生活の質の向上ということについて、それが図られるように是非具体的な提案を取りまとめ参りたいと、委員として任命されましたみんなで協力しながら、知事のご期待に添えるように頑張る参りたいと思っております。

○高橋知事：

どうもありがとうございます。

○川城地域主権局長：

会長大変恐れ入ります。次の知事の公務もございますので、ここで退席させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋知事：

よろしくお願ひいたします。

(高橋知事退席)

○井上会長：

途中で中断して、知事のスケジュールもあったようです。

(川城地域主権局長～申し訳ございません。)

諮問のことをですね、先にやらせていただきました。

議事が相前後して誠に恐縮でございますけれども、先生方におかれては、事務局が何時までというのは、私は恐らく5時近い感じで終わるというふうに聞いてたと思うんですが、若干、後に引きますけれども、(4)のその他というところに移らせていただきたいと思います。

その他というのはですね、これは議題として出ていないのですが、先ほど説明がありましたように、タイムスケジュールですね、ここで例えば資料の5の2ページ目のほうがよろしいのでしょうか、2ページ目のほう、第2回8月下旬ということで、次回開催予定のこの委員会のスケジュールでありました。その時に、今、時間がありませんよというふうに再三申し上げましたけれども、そういうことですね、道民の提案の第1次整理というのをここで確定させていただいてですね、更に可能な限り前倒しするというので、この2というふうに書いてありますが、分野別検討ということで、第1次検討ということを出さなければいけないということになっている。それで、これらの点についてですね、事務局のほうで、今でも250件近いというものをどういうふうに事務的に整理されるのかということも含めてご意見賜った上でですね、これで私どもこの委員会は どういうふうに今度は議事運営していくのかということの検討に入りたいと思います。

まず、簡潔に事務局のほうから説明方いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○田中地域主権局参事：

事務局のほうとしまして、いわゆる分野別検討でございますが、事務局のほうとしましては、今回の各先生方の意見交換によって考えていただければというふうに思っております。特に資料等用意しておりません。ただ、先ほど出ましたが、やはり道政上の重要課題に関する分野とか、また道民意見が多く寄せられている分野、またスピード感をもって緊急性が高い案件、また地域主権型社会を目指す上での象徴的な事柄、いわゆる権限移譲に関わらず例えば条例の守備範囲の拡大とか、そういった視点に立ってご審議いただければと考えてございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

事務局のほうで今、説明がありましたけれども、この点について先生方にご意見があれば出していただきたいと思います。

つまり、私が申し上げようとしていることは、この2回目の分野別検討ということ、どういうふうに進行していくのかということの先生方のご意見を賜りたいということにあります。

これにつきましては、事務局も同じような考えかと思っておりますけれども、先ほどから説明がありましたように、一つは資料の4でありましたように、道民の皆さん方から提案が来ている。これの集計表が資料の4のカバーページになっておりますけれども、道民の皆さん方から多く寄せられている分野を先にやるのか、あるいは道政上の重要な課題に関する分野、あるいは国への提案案件としての可能性の高い案件、地域主権型社会の実現に向けてシンボリックなもの象徴的なもの、いろんな形での考え方がおありになるかと思いますが、どういふようなことをテーマにしてといういふようなことで、ご意見をいただきたいというふうに思っているところであります。

それで、ちょっとですね、ここではなかなか扱いにくいなという部分がいくつかあるわけですが、一つはですね、これは先ほど知事も言及されておりましたし、また道民提案の一番最初に出てくる地域医療対策ということ。この地域医療対策というのは、知事選が終わった後、知事が最優先の課題として取り組むと言われたのが、私の記憶ではですね、医療あるいは医療過疎の問題であったというふうに理解しております。そして、たくさんの意見も寄せられて、3番目ぐらいになりますか、寄せられております。

こういったようなところをやっていければ、いいのではないかというふうに思いますが、これは私が仕切るとかいう話ではありませんので、委員の皆さん方からご提案いただければ、それも併せて審議して参りたいというふうに思います。いかがでしょうか。

(山本委員挙手)

はい、山本委員。

○山本委員：

どの手順で進めるかというのはかなり難しいことなんだろうと思うんですが、一番大切なのは、いま現在何をしてるかということを開きにして、実際の議論が道民にわかりやすく伝わることだと思うんですね。その観点から申しますと、どの場所に住んでいる道民も自分のこととして興味もてるテーマ、考えられるテーマを先に議論する。道州制はこのようにしっかり議論している、こういうことをいまやってるんだよ、ということを開きに伝えていきたいとします。このことは、先ほど宮田さんもおっしゃったように、この検討委員会の存在を知っていただくことにもなるかと思えます。わかりやすい、みんなが共通に大事だと思うテーマから始めるのがいいのではないのでしょうか。ですので、そういう意味ではやはり医療とか、教育のカテゴリー、そういった分野から始めるのがいいのかなと思いつつ今日参りました。

○井上会長：

ありがとうございます。
その他、ご意見いかがでしょうか。

(宮田委員挙手)

○宮田委員：

今の山本委員の意見に賛成です。まず、知事も医療の問題とおっしゃってましたしね、これはもう私たちの地域においても、釧路・根室地域でも深刻な問題になってまして、これについてやっぱり、打開できるような制度をですね、特区で何か考えられると一つのみんなの関心事だと思いますので、それが一つと。それとやっぱりどう考えても経済対策という中でね、やっぱり身近なところでの規制緩和や特区を作ることによってのビジネスチャンスを増やすという意味では、やはりここで言えば経済振興の中にはいろんな案件出てますけども、これはやっぱり医療の次に取り組んで欲しいなという思いであります。

○井上会長：

ありがとうございます。
当然、道民の皆さん方から多岐にわたるご意見・ご提案をいただいている、特に経済

振興対策、地域振興対策というようなものもこれからの重点課題として、あるいは非常に身近でわかりやすい課題ということで言えば、その他の分野ですわねいくつかある。例えば教育だとか、子育て支援というようなところもあるのだろう。それで、先ほど山本委員のほうからもご賛同いただいたと思うんですが、まず地域医療から始めさせていただくということで、いかがでしょうか。

(賛同の声)

これ仕切る形になって申し訳ないですが、私の頭の中にあるのは、この分野については、これは地域医療、様々な角度から切れるわけですが、特に国の権限とのからみとの間で、行政法に詳しい福士先生なんかもおられますけれども、医療の専門家のほうからですね、意見等々を聴取して、基礎的な情報としていただいて、我々は道民の皆さんからいただいているものを整理そして、具体的な提案に結びつけていくということで、図っていきたいと思います。それで、既に申し上げてしまっているのですが、どなたかですわね、こういった先生方がいいんじゃないか、というような方がおられればですね、またご提案いただければ、その先生方を軸にしてお願いしてまいるということにしたいと思うんですね。

これから、医療のほうはどういうふうになるかわかりませんが、医療のほうは特段意見が分かれるというところは、道民の間でそれほどないと思うんですね。地域の振興だとかですね、経済対策だとかというような問題になると、特に、B、Cのですね、農林水産業の振興、土地利用規制ということになるとですね、これ議論が真っ二つに分かれるような部分もあるということですが、少し手始めにそういうようなこと、医療のほうからですね、少し専門家を呼んで、そして意見を聴取するというような作業に私どもも慣れていければというふうに思っています。

誰か、こういう先生がおられるというふうになれば、是非お出しただければと思います。あるいはこの場でなくてもですね、事務局等々にそれをご助言いただければと思います。今この段階ではどうでしょうか。

(委員発言なし)

よろしゅうございますでしょうか。

それで、これはですね、要するに先ほど事務局のほうから説明ありました、条例8条の第4項の規定というのがあるので、この委員会では審議のために必要があると認めるときは参考人の出頭を求め、意見を聴くことができるというふうにされておりますので、条例のこの条項に基づき、参考人を招致したいというふうに思いますので、これはどなたかを必ず招致、お招きしてですね、意見を拝聴しないと進まない部分もありますので、慎重に慎重を期してその人選に当たっていきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

それで、ある程度人選が絞られてきたら、ここでなければ、事務局のほうからですね、独断で決めていただくということではなくて、早めに各委員の先生方にこういうようなことはいかがでしょうか、こういった先生が候補になってますけどもということで必ずですね、委員の先生方の意見を聴くという手順を踏む形でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○川城地域主権局長：

はい。ご相談しながら決めさせていただきます。

○井上会長：

では、この地域医療対策というのは、これは先ほどの資料の中にありましたけれども、これはどうしますか。先生方にここの分野、どこどこに書いてあるというのは説明があったと思うんですね、総括表が資料の4の2ページ以下、そのAの地域医療対策ということ、そして資料4個票となっている、そこのところのA、地域医療対策39件というところがありますので、これはできればそこのところまでですね、進行していければいいと思ったんですが、私が考えていた時間とは全然、超えてしまっておりますので、ここは先生方にご自身で勉強しておいていただくということで、宿題を課すということにしたいと思います。

では、そういうふうに取り扱わせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。特に先ほど事務局の説明ありましたようにですね、地方勤務医の養成とかですね、地方勤務医の確保という、医療従事者の確保の問題等々があります。それで、字があまりにも小さいのですよね、拡大版についてはですね、事務局に言っていただければそれについてはやっていただけると思います。それで、先ほど皆さんあるいは山本委員のほうからありましたけれども、地域医療については、これは道民の方々が非常に関心が高いということでもありますので、是非ですね、我々も最初の部分でありますけれども、真摯に受け止めて、十分にですね、実のある議論をしてまいりたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願ひしたいと思います。

それで、(3)でありますけれども、そういうことでよろしゅうございますか。

(4)その他というところではありますが、これは事務局のほうから、何かあれば説明方お願ひしたいというふうに思います。

○田中地域主権局参事：

今後の開催日程の調整についてでございます。先ほど来、9月は3回ぐらいを目途に頑張っていこうとか、いろいろ夜間等の勉強会を含めてということで、事務局としては大変ありがたく思っております。それで、また別途日程調整をさせていただきたいと考えておりますが、いろいろ夜間、また場合によっては土曜日とか日曜日とかいったことも視野に入れまして日程調整させていただきたいと思っております。その辺の点、よろしくご審議願えればと思います。

○井上会長：

では、今、事務局から説明ありましたけれどもね、まあできれば土曜日、日曜日はやめて欲しいなあというのがあつたんです。普通の週の普通の日ということは構わないと思いますけれども、それでですね先生方が全員、ただ、皆さんお忙しいので全員揃うことは難しいかと思つた。ただ、そういうような状況においてもですね、やはりきちっとした審議の内容等々は、やむにやまれず欠席された委員の先生方には正確にお伝えいただくということで、この種の審議というのは非常に早く、専門的ですね、1時間休んでしまうと大学の授業と同じですね、その次には出てきたくなくなるということでありますので、先生方そういう先生とは思いませんけれども、是非そういうふうに取り扱っていただきたいということは私のほうからお願ひしておきたいと思つた。よろしいでしょうか。

○宮田委員：

すいません。ちょっと質問いいですか。

優先順位としてはそれでいいと思うんですけども、この、先ほどお話しが出てた10月末くらいまでに答申を出すことをまとめて、11月にパブリックコメントだとか、議会だとかっていう話があった中に、それまでに240件の、今回分類してもらって、この検討委員会にあげてもらうものに関しては全部終わらせるっていうことなんでしょうか。それとも、その優先順位に沿って、行けるところまで行くっていうところでしょうか。

○井上会長：

そうですね。これは皆さん方で決めていただければいい話ですが、私が途中まで申し上げたことと言えばですね、これは11月にとというのが、これは第1次の提案として9月末までに一つ、例えば医療の問題だとか、あるいは先ほど言った牛肉の問題だとか、水道の問題だとか、というようなところを含めて、これは道民の皆さん方プラス道の行政の中で出てくる問題もですね、提起していただいているということになっておりますので、そういったものの審議を、例えば今回は医療を中心にしてやっていながら、その次に例えば今言っている水の問題等々をやって、できるだけ9月の末までに、ある程度の本数を国に提案する形としてまとめ、それから道民の皆さん方のパブリックコメントをいただくという形で走る。それで、あと一つの部分は、じゃあ10月、11月というのは何をやるのかというと、これは10月、11月は、また私もは今度、オリジナルのスケジュールに則りながら、やはり走っていくというような形になって、まあ休むことはない、と思うんですね。

そのところじゃあ、分野別の優先順位というのは、若干、私のほうから提案させていただいた形になってきましたけども、地域の医療対策というところを中心にして2回目やるけれど、その後ですね、どのような順序にするのかということは、スケジュールの調整そのものと同時に、ここでまた順番をどうするところ議論をするというわけには参らないと思いますので、やはり先ほど私言いましたように、道民の皆さん方の関心が非常に強いものとかこういったもの、そして道政として喫緊に解決していかなくちゃいけない権限移譲に伴うような提案というようなものを一つの軸にしながら、少し分野別の順序というのを整理して、先生方のご意見をいただくという形にさせていただきたいのですね。その後においては、10月、11月というふうに、後ろのほうに繰り越していくものがあるかと思いますが、それはそれでスピードをあげながらですね、十分な審議をして提案にまとめていくというようなことで、少し大変になってきますけれども、よろしく願いしたい。そういうことでよろしゅうございますか。

では、全体を通して、先生方にご意見等あればお出しいただきたいと思います。

(福士委員挙手)

はい、福士委員。

○福士委員：

できれば道州制というのが、道の政策がどうあるべきかという将来的な展望の中で、今回はどういう提案をするのかという、これが一番望ましいと思うんですね。ただ、そこまでできるかっていうのはなかなか難しく、ただその、一つは我々が北海道の現段階での医療政策というのはどうなっているのか、将来像をどう描いているのかっていうのを、ある程度知った上でですね議論したほうがいいと思います。そういう意味では参考人という形でもどういう形でもよろしいんですけども、レクチャーしていただけてい

うことが、できればしていただければと思います。

○川城地域主権局長：

はい。承知しました。

○井上会長：

ありがとうございました。

議事の進行の仕方といいますか、今、福士先生のほうからご提案のあった部分、これは当然ある程度現状等々について、共通した認識がないと、その後の議論というのが拡散してしまいますので、是非その点をご配慮いただきたいと思います。また、それに延々と時間を使って説明していただくというのもどうかと思いますので、コンパクトな形でですね、きちんと真髓をとらえた説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○川城地域主権局長：

はい。承知しました。

○井上会長：

宮田委員が一番遠くて大変だと思いますけれども。

○宮田委員：

いえいえ。やるとすればやっぱり3～4時間かかるんでしょうかね。

○井上会長：

それは私のほうからはなかなか。

○宮田委員：

いやいや。取っておいたほうが、ねえ。1時間半では絶対終わらないだろうし。2時間じゃ中途半端。参考人の人の説明やっぱり15分とか20分とか聴くでしょ。ものによっては1人じゃなくて2人ぐらい呼ぶのかも知れないし、というのがありますよね。どうなんですか。

○井上会長：

他の先生どうですか。

○宮田委員：

いやいや、全然問題ないんですけども。そのぐらいはあれで。

○山本委員：

あらかじめね、1時間半だと思ってたのに、もう今ちょっとあわててるんですけど、であれば、幅広く取っておいたほうが全然ストレスがないので、そうしていただいたほうがいいです。

○井上会長：

では、時間もですね、話によってなかなか複雑になっていくので、あらかじめこれぐらいの時間ということは事前に言っていただいていますね、それ以降に延びる場合には残れる人だけ残ってでも結構ですので、あとは臨機応変にやらしていただくということで、よろしいでしょうか。

じゃあこれも、次の知事の諮問というところは既にやってしまいましたので、あと事務局のほうで、何かあったら説明していただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります。次回の日程でございます。いろいろ調整させていただきました結果として、なかなか皆様お揃いになる日がございませんでした。それで、現在のところ28日であれば、とりあえずちょっとお配りいたしますが、全員参加が非常に難しい状況でございます。28日であれば7名中6名のご出席をいただけるという状況でございます。事務局といたしましては、8月28日に次回の検討委員会を開催していただければと考えておりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○林委員：

時間はどうなんですか。

○田中地域主権局参事：

時間も含めましてどうすればいいのかを。恐れ入ります。
なんとかこの週にというお願いでございますが。

○山本委員：

すみません私、28日午後はだめなんですね。失礼しました。
正確に言うと2時半からだめなので。だいぶ違いますよね。

○林委員：

じゃあ9時半から。

○川城地域主権局長：

午前中9時半ぐらい、よろしいでしょうか。ちょっと早いですか。

○五十嵐副会長：

あとメーリングリストみたいなものを事務局で。

○川城地域主権局長：

メーリングリストそうですね。後でご報告します。

○五十嵐副会長：

結局午前中から。

○川城地域主権局長：

はい。9時半ぐらい。宮田さんすみません。

○宮田委員：

すみません。ちょっと海外行っておりました。

○井上会長：

では、今ありましたように9時半開始ということで、昼を目途にということになりますか。

○川城地域主権局長：

はい。2時間半、午前中をメドに。

○井上会長：

昼を目途にということで。

○五十嵐副会長：

8時スタート11時まで3時間で。

○山本委員：

9時半から13時半とか。

○井上会長：

じゃあとりあえず3時間、9時半はいいですか、9時半から12時半までにしておきましょう。

○林委員：

9月は結構大変なので、早めに日程調整していただければ。

○川城地域主権局長：

早めになるべくご相談します。

○井上会長：

これは委員の先生方みんな、事務局のほうでメーリングリストっていうのは、作って押さえられておりますか。

○川城地域主権局長：

はい。

○井上会長：

では、いろんな事務的な部分等々は、これは事務局のほうから各委員の先生方に発信していただきたい。あるいは意見のヒアリング等々はメールを通してやる、あるいは委員の間での意見の交換ということも、それはメーリングリスト、送られてくるものに全部載っていれば、それはそれで必要に応じてやっていただければいいのではないか、これは強制でも何でもありません。これを嫌う人というのはいますし、私は嫌うんですが、証拠が残るから。そういうことも含めてやっていくということにしましょう。

道民の皆さん方が背中にいるということですから、しっかりとですね、短期間でありますけども、まとめていくということをお願いしたいと思います。事務局のほう、これでよろしゅうございますか。

○川城地域主権局長：

はい。こちらからは特段ございません。

○井上会長：

では、短い……、山本さんすみません。では、これにて第1回目の委員会は終了ということにさせていただきたいと思います。長時間わたりましてご苦勞様でございました。これにて閉会いたします。